

博士論文

内容の要旨および審査の結果の要旨

論文： 廣瀬方美「EU の紛争防止概念とスウェーデン—新たな安全保障の視点とその確立—」

I. 論文の要旨

本研究は、2001 年にスウェーデンが欧州連合(The European Union; EU)の議長国であった期間に欧州理事会での採択を主導した「紛争防止に関する EU プログラム(ヨーテポリ・プログラム)」における紛争防止概念の意味を、提案国スウェーデンを取り巻く内外の状況やそれが表す意味を中心に考察し、紛争防止が EU の安全保障防衛政策(European Security and Defence Policy; ESDP)にもたらした意義を明らかにすることを主たる目的とした。

1999 年に EU が打ち出した ESDP の中で、EU は初めて共通の安全保障政策を掲げるようになったが、それは通常の安全保障政策の基本である領域防衛を伴わないという点で特異であった。さらに、ESDP は EU 域外を対象領域とし、そのための手段として、軍事のみならず文民的な能力の構築を基盤とし、この中にあった紛争防止概念をさらに押し進めることになった。そして、これを EU の対外政策の優先事項の一つとして明確に位置付けたのがヨーテポリ・プログラムであった。安全保障を伝統的な国家の占有事項である軍事的領土防衛のみから考えるのではなく、従来低強度紛争と見做され重視されてこなかった域外の地域紛争をとりあげ、その原因の除去を目的に、広く社会、経済的な問題の解決を射程に収めたヨーテポリ・プログラムの採択は、EU の安全保障政策の多様化として意味を持つことになるが、それはいくつかの条件の中で可能となった。

第一に、その時期的な問題である。これが採択された 2001 年 6 月はヨーロッパの冷戦体制の崩壊から 10 年あまりが過ぎ、9 月 11 日のアメリカの同時多発テロ勃発直前の、まだ世界がユーフォリア、すなわち安全保障の「長い休暇」を満喫していた時期であった。ヨーテポリ・プログラムはその間隙をつく形で、「中立国」スウェーデンが議長国を務めた半年の間に採択された。また、その 1 年半前に議長国であったフィンランドが紛争防止の議論を EU 内ですべてつめていたことも、ヨーテポリ・プログラム採択への道を拓いた。

第二に、冷戦体制崩壊後 NATO の役割が再検討される中で、そこに大きな影響を与える EU の安全保障政策について、各国のスタンスが多様であったことも結果として奏功することになった。すなわち、対米、対 NATO 関係について、あるいは対外的な派兵について、EU の主要国が異なる姿勢をとる中で、EU に求められる安全保障の最大公約数として、域外を対象とした紛争防止が最も同意可能な部分だったのである。

しかしながら、第三に、そこには従来安全保障に関してアカデミックな議論の中で存在していた共通の安全保障(Common Security)や紛争防止概念があり、またそれらが国連やヨーロッパ安全保障協力機構(Organization for Security and Cooperation in Europe; OSCE)において議論され、実際の活動に組み入れられてきたという実績も存在した。つまり、ヨーテボリ・プログラムは従来の学問的な議論を基礎に、当時の実践を基盤にしたものであり、その点では新たな安全保障の方向性を模索していた当時の国際政治を具象化していた。

第四に、スウェーデン国内の事情があった。スウェーデンでは、戦後の国内社会を築き上げてきた社会民主党がグローバル化の進展の中で政策の転換を余儀なくされ、往年の力を発揮できなくなり、EU や NATO への対応策についても政党ごとに差異が生じていた。しかしながら、伝統的な軍事的非同盟政策並びに発展途上国への国際貢献に対するスウェーデン国民の支持は厚く、そこから生まれた紛争防止政策の EU への提案はスウェーデンの諸政党、並びに国民が大筋において合意できる内容であった。他方 EU 内において、ESDP 下で初期に進んだ軍事的な能力構築の議論は、とりわけスウェーデン社会民主党にとって自国の軍事的非同盟政策を揺るがしかねない方向性を抱いていた。しかし、それが域外の地域紛争への介入を目的とした政策となっていく過程で、社会民主党政権にとって、そこに同党の掲げる紛争防止概念を入れ込む好機ともなったのだった。

このような条件の中でのヨーテボリ・プログラムの採択は、ヨーロッパの安全保障の歴史の中の限られた時期にのみ可能な僥倖であったということもできるだろう。しかしながら、スウェーデンの紛争防止概念は、国際社会で形成された安全保障概念を取り込み、国内の文脈に位置付けながら形成されたものであり、その点で、スウェーデンという軍事的非同盟国が、国際社会の議論と現実に向き合う中で生まれたものとして、実は現実的なものであったといえる。さらにその結果、スウェーデンにとっても冷戦期の社会民主党の非同盟中立政策に根差す安全保障観や社会民主主義の連帯や分配、平等といった価値観が色濃く反映されたものであったため、EU の場において自らの安全保障観や政治的価値観を示し、EU の政策形成に積極的に貢献できるという意味も担っていたのである。

この結果、OSCE や国連のような包括的規範を提起する国際組織ではなく、より現実的なヨーロッパの地域的協力のための機構である EU においてスウェーデンの提案が認められ、紛争防止概念が次第にその安全保障観の中に根付くことになった。そして、EU が安全保障政策創生期に紛争防止概念を取り入れたことにより、その初期における軍事的な能力の構築は、加盟国の軍事的な安全保障を一段と強化するのではなく、国際的な紛争防止の取り組みという方向へと発展した。2001 年以降ヨーロッパ情勢も変化し、ロシアとの対立やテロ、移民問題など多くの問題を抱えることになるが、その前に制度化された紛争防止の枠組みは、EU が非軍事的な分野で国際的な視点を抱きつつ、同時に域内安全保障にも貢献する道を拓いたのであった。

先行研究について論じると、EUのESDP成立に関する研究の多くは軍事的安全保障の観点から米欧関係に対する影響に着目するか、あるいは欧州統合の発展の中に経済協力から安全保障協力へと進むEUの発展を位置付けるという傾向があった。またスウェーデンに着目する研究は、国内政治の観点からESDPに関心を寄せ、特に同国の軍事的非同盟への影響を検討してきた。国際的にはOSCEや国連、そしてEUの紛争防止活動に関する研究も行われたが、それは途上国援助の一環としての位置付けに留まってきた。そのため、本論文が指摘するスウェーデンの安全保障観や政治的価値がEU内で示され、その影響の下にEU域外と域内の安全保障が結びついている状況を認め、紛争と貧困の根本的原因の解決に取り組む姿勢が生じているという点が看過される。例えば、本論文がヨーテボリ・プログラムと国連のカーネギー報告書を比較する中で明らかにした、域外地域の紛争防止が自国の安定に貢献するというようなスウェーデンの提案が抱く安全保障に関する含意は、先行研究においては示されて来なかった。

本論文の序章は問題の所在と研究仮説を示し、冷戦期に重視された危機管理概念との比較で紛争防止概念の特色を明示すると同時に、先行研究の整理及び本論文の位置付けを行った。

第一章は紛争防止概念をめぐる国際的文脈として、領土国家防衛を乗り越える新たな安全保障についての研究を考察し、また1990年代に国連、CSCE/OSCE、NATOの中で活発化した紛争防止の取り組みについて検討し、冷戦体制崩壊後の国際状況における紛争防止の議論とその課題を論じた。

第二章は本論文の中心となる章であり、ESDPの形成とEUが紛争防止概念を規範化していく過程をスウェーデンの視点から検討した。その上で、ヨーテボリ・プログラムの採択とその内容を検討し、その紛争防止概念が2003年の欧州安全保障戦略と2016年のEUグローバル戦略に取り入れられ、EUの安全保障戦略に根付いていく状況を検討した。

第三章はスウェーデンの提案の背景にあった国内の安全保障議論を、特に社会民主党の安全保障政策との関係でその報告書の分析を通じて論じた。スウェーデン国内にあった軍事的非同盟政策ならびに国際貢献への幅広い支持は、国内の意見をまとめる上で意味を担うことになると同時に、社会民主党の協調主義的アプローチと経済格差への対応がその紛争防止概念において独自の意味をもった。

第四章は補論的な章にあたり、EUの安全保障政策の形成に際してスウェーデンの提案が受け入れられた背景として、EU内大国であるイギリス、フランス、ドイツの姿勢を検討し、それがスウェーデンの提案と対立するものでなかったことを示し、またEU内の「中立国」及び北欧諸国のEUの安全保障政策に関する国内状況を示し、スウェーデンの政策提言が北欧の「中立国」であるが故の必然ではなかったことを検討した。

II. 論文審査の要旨

本論文は、日本においてはもとより、ヨーロッパにおいても総合的な視点から取り上げられることの少なかった、EUの安全保障政策に対してスウェーデンが提案して採択された、ヨーテボリ・プログラムについてとりあげ、当時のEUの安全保障の模索を背景に分析したものであり、筆者の功績は以下の点にある。

第一に、冷戦末期より国際的に議論されてきた新しい安全保障論を背景に、スウェーデン社会民主党政府がEUの安全保障政策として提案した域外紛争防止の意味を明らかにした。すなわち、議長国スウェーデンの提案は途上国援助の範疇を超え、域外の紛争が自国や国際秩序の脅威になり、自国の安全保障に繋がる問題であると捉えて、個別の紛争の抱える根本的原因の除去に取り組み、紛争の発生を未然に防ぐことを目指すものであった。その点で、EUの安全保障政策に国際的な視野並びに多様性を付与することになった。

第二に、こうしたスウェーデンの紛争防止概念の提案は、冷戦体制崩壊後に国連やOSCEで模索され、実施されていた議論並びに活動に対する成果と反省を土台にして形成されたものであり、必然として実践的な性格を帯び、早期介入と紛争の根本的原因の解決を目指すものであった。その点で当時こうした地味な提案は重要視されることは少なかったが、本論文はその隠されていた意味、すなわちそれが時代の申し子としての特色を抱いていた点を明示した。

第三に、ESDPに織り込まれたこの紛争防止概念は、スウェーデン社会民主党が戦後築き上げてきた非同盟中立政策に根ざす安全保障観や社会民主主義の連帯や分配、平等といった価値観が色濃く反映されていた。つまり、それは国際社会で形成された概念を取り込み、国内の文脈の中で改めて位置付け直したものであったという点で、国際的な動向とスウェーデン国内の議論が交差する中で生まれたものであった。これは紛争防止概念の生成と進化のダイナミズムを国際社会と国内社会の関係に読み込むという筆者の手法に依拠して初めて明示することが可能となったと言えるだろう。

そして第四に、EUの安全保障議論の中でこれまで中立に固執する国として、EUの進化、発展の阻害要因と捉えられてきたスウェーデンの側から、EUのESDPの進化を論じることによって、EU研究に対して新たな視点の存在を示すことになったという点は重要である。当時EU内の大国と言われた英独仏がそれぞれ異なった姿勢をとる中で、それらをまとめ、ヨーテボリ・プログラムの採択につなげ、EUの安全保障に多様性を担保するような独自の紛争防止概念を盛り込んだことを本論文は示したのであった。

無論、本論文に対してはいくつかの課題も指摘された。第一に、本論文がEU、国連、スウェーデンというレベルの違う異なった議論をまとめて論じていることによって、議論が収斂せず、分散してしまったという論文の構成面での問題が指摘できる。しかしながら他方で、これは異なったレベ

ルの議論が相互に関連していることを明示するという本論文の特徴ともなっており、一概に否定できるものではないとも言える。

第二に、本論文が EU の紛争防止概念成立のプロセスを十分に分析できていないという問題がある。EU 内の大国に対する議長国スウェーデンの交渉の過程など重要な部分が論じられていないという問題である。しかし、これについては ESDP の安全保障に関する議事録は公開されておらず、筆者の責を問う問題ではなく、今後の資料公開状況に委ねられていると考えられる。

第三に、本論文のテーマであったスウェーデンの提案した紛争防止の意味がその後の EU の安全保障政策の中で論じられていないという点である。これについては、EU の安全保障政策の進化との関係で別に論じられるべきであり、筆者の今後の課題として捉える必要があるであろう。

Ⅲ. 審査結果

審査委員会は論文が主題の重要性、資料の収集と分析において学術論文として高い水準にあり、内容においても先行研究に付加したものが多々あり、スウェーデン研究、EU 研究、安全保障研究に貢献するものと認めた。したがって申請者に課程博士(国際関係学)の学位を授与することを全員一致で決定した。

2020年9月2日

論文審査委員 (主査)津田塾大学	教授	大島 美穂
	教授	三澤 健宏
	講師	下谷内 奈緒
高崎経済大学	教授	吉武 信彦
尚美学園大学	准教授	小林 正英